

平成30年度 給付奨学生事業実施要項

1 応募資格

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程総合学科に在籍する生徒。

2 給付対象

向学心に富み、学費支弁が困難と認められ、かつ、学校長の推薦を受けた生徒。

3 募集人数 120名程度

(全日制及び通信制は1校2名。定時制は1名。)

4 給付金額 1人 5万円 (一括給付)

5 給付 給付金は、当該学校長から生徒本人(保護者同伴も可)に手交する。

6 応募期限 平成30年6月29日(金)

7 提出書類 (1) 給付奨学生申請書

(2) 給付奨学生推薦書 【各1通】

※ 全日制で奨学生候補者が複数の場合は推薦順位を付記。

※ 申請者がいない場合、推薦書の該当なし欄に○を付けて提出又は弘済会事務局に電話連絡ください。

8 提出先 〒849-0916 佐賀市高木瀬町大字東高木 227-1

佐賀県教育会館2階

公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部

[TEL 0952-31-4768]

9 採用決定等

審査・選考委員会において、提出された関係書類の審査を経て、奨学生の採用を決定する。その結果については、在籍する当該学校長を通じて本人に通知する。

10 学業報告

採用された奨学生は、別紙「給付奨学生学業報告書」を提出していただきます。

(提出期限 平成31年2月8日)

11 給付金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとする。

(1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき。

(3) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。